議案第２０号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年板橋区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２２号中「第４３条第３項」を「第４３条第２項」に改める。

第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第３号」を「第１９条第２号及び第３号」に改める。

第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア㈠中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア㈡中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ㈠中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ㈡中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第２６条を次のように改める。

第２６条　削除

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第２６条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。